

合を組織したる爲、勞資關係尖鋭化し事業主側に於ては内々
之れが切崩策を協議中のところ二月八日組合幹部七名に對し
内容證明郵便にて解雇通知を發したので組合員の憤慨する
ところとなり遂に九日夜より同盟罷業を執行するに至つたの
である。

十、要求書提出

二月九日夜以來組合事務所に立籠つた爭議團は十一日次の要
求書を浮羽材木同業組合長宛に提出して其の回答を求め、一
方解雇をなした工場主に對しては不當解雇拒絶を申送つたの
である。

要求事項

- 1、現被解雇者を即時復職せしむること
- 2、最高賃金制を撤廢して最低賃金制を定むること
- 3、賃金三割値上のこと

- 4、労働時間を九時間以内とすること
- 5、現従業員を健康保険に加入せしむること
- 6、従業員の技術等級は兩組合の協定により決定すること
- 7、不當誠首をなさざること
- 8、浮羽製材従業員組合を確認すること
- 9、賞與を支給すること
- 10、退職手當を支給すること
- 11、怠働料制は即時撤廢すること
- 12、爭議中の給料を支給すること
- 13、爭議費用は各工場主負擔のこと
- 14、爭議に依る犠牲者を出さざること
- 15、右要求に對しては來る二月十二日午後十一時迄回答せ
られ度